

## 令和4年度第4回 岸和田市上下水道事業運営審議会 会議録

開催日時：令和5年3月30日（木）14時から

開催場所：市役所別館2階上下水道局会議室

会議の公開：公開

傍聴人数：0人

出席者：

◇岸和田市上下水道事業運営審議会委員（○は出席、■は欠席）

武田委員長	浦山副委員長	大屋委員	齊藤委員	片渕委員	吉野委員
○	○	○	■	○	○

◇上下水道局出席者

赤坂局長、西村次長兼総務課長、南工務課長、実森浄水課長、越智整備課長、和田施設課長、倉橋料金課長、上地経理担当参事、木下経理担当長、布村主任

◇事務局

山中企画担当長、井畑主任

---

会議次第

### 1 開会

#### (1) 審議会の公開

(報告事項)

### 2 案件

#### (1) 下水道事業経営戦略について

#### (2) 水道料金の適正化

料金体系の検討

#### (3) その他

### 3 閉会

---

## 1 開会

### (1) 審議会の公開

(議題に入る前に事務局から報告事項を行った)

#### ○説明内容

令和4年7月に第1回審議会でご審議いただいた、上水道事業の大阪広域水道企業団への統合の件になります。本市としては、他の6市とともに、令和6年4月の事業統合を目指すことを決め、この3月の議会に企業団の規約改正の議案を上程し、3月3日の本会議において議決を得たところです。

本日は事実上、令和6年4月の統合が決まりましたとの報告の予定でしたが、既に新聞報道でもありましたように、統合を予定している7市のうち、3月24日の和泉市議会で同議案が否決されました。企業団の規約改正には、構成する全42市町村の議会で協議の議決が必要となりますので、1市が否決されたことにより、この規約改正案は不成立となりました。

岸和田市としては、統合を目指していくことの方角性に変わりはありませんが、企業団や他市の動向に注視し、条件を精査し、再度検討することを行っていくということになります。本日は、統合案が和泉市議会で否決されたという報告と、今後の件につきましては、次回以降にご報告をさせていただくようにいたします。

#### ○質疑・意見

委員 : スケジュールは、今後変わるということですか。

事務局 : その通りです。現在検討中になりますので、今後は未定です。

委員 : 統合予定が令和6年4月より遅れるということですか。

事務局 : 統合スケジュールについても、現在検討中なので未定となっています。

委員長 : 和泉市では、結果的に自分らの意思決定で料金改定ができず、企業団に行ってしまうことへの懸念があったという報道もあった。

事務局 : 統合については今後も検討していく形になります。ただ和泉市については脱退するという意思表示をされました。理由についても、新聞報道にあったように、委員長がおっしゃられたようなことが挙げられます。和泉市議会でそのように捉えられているということについては、和泉市水道事業側の説明不足でもあったのかなと考えております。

事務局 : 岸和田合わせて7市あるうち、東大阪市と和泉市を除く5市は可決しています。東大阪市は、和泉市よりも議決の日程が後ということで、和泉市が否決された時点で一旦取り下げを行っているというのが現状です。東大阪市はおそらく、委員会は可決されておりましたので、本会議においても可決されるものであろうというふうに考えておりました。

委員 : また今後この審議会で報告や説明をよろしく申し上げます。

## 2 案件

### (1) 下水道事業経営戦略について

#### ○資料 No.1 & 経営戦略【前回からの修正点】

#### ○説明内容

##### P1.2

前回からの修正点についてお話しします。市の総合計画の名称を検討しております。これは、市の総合計画が、令和5年度から新たな計画が始まることに伴い、名称が変わったことによるものです。総合計画における下水道事業の目標等については、大きく変わらないことから、名称の修正のみを行っております。

##### P16

16 ページから 20 ページまでは、経営指標による現状分析ですが、類似団体平均値につきまして、令和3年度の値が公表されたことから、グラフに追記しています。傾向として大きく変わるところがないため、説明文の修正はありません。

##### P27

基本方針②で、礮ノ上処理場を廃止に向けて検討するとしながら、④で耐震化を進めるとしているため、無駄な投資をしているように受け取られないように記載したほうが良いとのご意見でありました。そのため、④の耐震化の項目において、礮ノ上処理場、ポンプ場については、管理棟やポンプ場の部分について、改築工事を含めた耐震化を進める旨の説明を追記いたしました。

##### P29

投資・財政計画になります。経営戦略の計画期間が10年間の設定であるのに対し、投資計画や財政計画では、30年以上の試算を行っており、期間の考え方が分かりづらく、当初10年間と中長期について、別の計画とするか、前段と後段に分ける構成への変更とのご意見でありました。そのため、投資・財政計画について、今後10年間と中長期で章を分けることとしました。

29 ページからは、今後10年間の計画とし、36 ページからは、中長期の投資・財政計画についてまとめており、試算条件、投資計画、財政計画、計画のまとめを別々に記載しています。計画全体を2つに分けた場合、ボリュームが大きくなってしまいうとともに、内容も重複する項目が多くなることから、投資・財政計画の章のみを2つに分けることとしました。今後10年間と中長期を分けることにより、期間の考え方が整理されるとともに、試算条件のパターン分けが分かりやすくなり、また計画期間である今後10年間の投資について、より詳しく説明を記載することとしました。

試算条件については、もともと今後10年間と中長期で考え方が分かれていたもので、そのまま2つに分ける形としました。投資計画、財政計画は、前回のものでは、主に

中長期における説明でしたので、今回、今後 10 年間の投資・財政計画について、新たに詳しく記載するように説明を加えています。

P31

今後 10 年間の投資計画ですが、投資事業は年平均 11.6 億円で、近年の投資規模とほぼ同水準となる見通しとなっています。企業債の新規借入額に比べ、償還額が大幅に多いため、企業債残高は毎年大幅に減少し、令和 14 年度には約 170 億円になる見込みです。

P32

参考資料に掲載していましたが、本編に掲載すべきではとのご意見でありました。そのまま掲載しますと、項目が細かすぎることから、主な項目に絞った表を、32 ページ、33 ページに掲載しました。

P34

今後 10 年間の財政計画に基づく当年度純利益、および資金残高の見通しです。今後、下水道使用料などが減少する一方、費用は全体ではほとんど減少しないことから、当年度純利益は大幅に減少する見通しです。このため、企業債償還金や、上水道事業への転換金などに充てる資金が不足するため、今後、資金不足が拡大する見通しですが、令和 13 年度以降、企業債償還金が大幅に減少することにより、改善に向かう見込みとなっております。

P36

中長期における投資・財政計画になります。前回の投資・財政計画の内容が、基本的に今後の中長期計画として記載される形となっております。

P49

将来の料金改定率については、不確定要素があることから、具体的に記載しないほうが良いのではとのご意見でありました。試算結果は、今後の状況の変化で当然変わってくるものです。また、料金改定を行わず、その資金を投資に回したりするなど、そのときの経営判断によって変わってくると考えられます。しかし経営の余裕が生じている目安として、改定率を表記することとし、資産条件に基づき検討できるシナリオの一つである旨の説明を追記することとさせていただきました。

P50

目標値の設定について、計画最終年度に加え、中間年度である令和 9 年度の目標値を追記しました。これは、国の通知において、目標達成までの経過が分かるように、段階的な目標を設定することが必要とされたことによるものです。これに伴い、令和 14 年度の数値も、より細かい数値に置き換えています。類似団体平均値についても、令和 3 年度の数値が公表されたことから置き換えを行っています。また、目標値の表の下に、目標値設定の考え方を追記しました。これは、設定した数値に対する考え方を示す必要があるとの考えから記載したものです。

P51.52

具体的な取り組みですが、こちらも国からの通知に伴い、実施時期をできるだけ具体的に記載するとともに、既に実施している取り組みについては、引き続き実施する旨を記載するように修正しました。また、52 ページでは、脱炭素の今後の取り組みについて、記載すべきとの意見につきまして、具体的な取り組みとしての報告を追加させていただいてます。

P53

次回見直し時期について、令和 10 年度としておりましたが、国から最低 5 年ごとの見直しが求められていることから、計画期間の 5 年目に当たる令和 9 年度に見直しを実施することに改めています。

以上が、前回資料からの修正点になります。今後の予定ですが、本審議会でご意見をいただき、必要な修正を加えた上で、3 月 31 日付で策定という形を取らせていただきたいと思いますと考えております。

○意見・質疑

委員長 : 53 ページの見直し年度が令和 9 年度に変わったということだが、この PDCA のサイクルのチェックの評価について、自己評価をすとか、第三者の評価についての考え方は、どう考えて実行しようと思っているのか。

事務局 : 毎年度、決算の分析等を行って出す自己評価と、審議会への報告で行っていかうと考えております。

委員長 : 他の第三者での評価を行うのではなくて、この審議会で自己分析結果について意見をいただくという形を取るということか。

事務局 : その通りです。

委員長 : 細かいことですが、50 ページの 7 の今後の取り組みについてですが、これは今後 10 年間のことだと思いますので、かっこ書きで、今後 10 年間とされたほうが分かりやすいと思いました。

34.35 ページに関してですが、資金不足が令和 16 年度まで続く中で、対応としては企業債の発行ではなく、借り入れで資金確保する予定ですか。

事務局 : その通りです。現在は上水道事業からの長期借り入れをしています。上水道事業から借り入れた時点では、今後資金不足が陥らないという計画でし

た。しかし、返済計画について見直しを進めたところ、資金不足で財務と厳しい面があるというところではあります。今後の対応については、たとえば、一般会計から長期の借入れを行うことなどが考えられます。ここについては、市の財政との調整する必要があります。

委員長 : 金額が 20 億近くとかなり高額になる。

事務局 : 令和 4 年度決算がもう少し出てきますので、令和 5 年度進捗のなかで、どのような動きをしていくか、見通しを立てて、対応していく必要があると思います。

委員長 : 実績と計画の対応をしながら、今後どういう策を取っていくか検討して、継続していくわけですね。

事務局 : その通りです。

## 2 案件

### (2) 水道料金の適正化

#### ○資料 No.2

#### ○説明内容

料金体系の検討についてご説明いたします。

#### P1

料金体系の検討の課題に対する対応策です。こちらは、前回の審議会でご説明した内容ですが、今回の議題である料金体系の検討における基本方針であることから、改めてご説明します。

統計別、用途別、料金体系の課題に対しては、料金の設定に公平性の確保を考慮し、可能な限り統計別料金体系への変更を検討するということですが、用途別のうち、湯屋用、船舶用、臨時用を残す形としました。

料金構造の課題に対しては、有収水量の減少による水道料金への影響が小さくなるよう、現状よりも基本料金に比重を置いた料金体系を検討します。

逓増制従量料金の課題に対しては、料金構造の対応と同様に、有収水量の減少による水道料金への影響が小さくなるよう、逓増度の緩和を検討します。併せて、使用者に急激な料金負担増加が生じないよう配慮を行います。以上を踏まえ、料金体系のケース案を検討しました。

#### P2.4

検討ケースについてです。検討ケースの基本的な条件は、料金水準の推奨ケース、料金算定期間が令和6年から令和10年度。料金改定率19%、起債充当率81%を踏まえ、シミュレーションを行います。また、各ケースの比較表の参考資料として、令和4年3月の実績から求めました統計別代表水量ごとの使用者件数とその使用者割合について、4ページに示しています。こちらに、表1.2 令和4年3月実績の使用者件数と割合として示しています。

#### P3

検討ケースの設定について、表1.1 検討ケースをご覧ください。表には全部で21ケースございまして、ケース3、4、5は、前回の審議会でご示しました料金体系を元にしたこととしたケースです。元にするケース3、4、5から、それぞれ逓増度を変えるなどの検討を加えていますが、その名称と検討内容との関係性についてのみご説明させていただきます。

ケースの名称にaまたはa'と付くものは、ケース3、4、5、いずれも各ケースの逓増度6から、逓増度を半分程度、またはマイナス1程度下げたものを意味します。逓増度については、従量料金の最低料金単価と最高料金単価の倍率で算定するため、逓増度を下げるということは、従量料金を変更するということにあたります。今回の検討においては、もと

のケースから見て、小使用水量を上げ、大使用水量を下げるということを意味し、今回の検討でもそのように調整しています。なお、現行料金体系では、基本水量となる1から5 m<sup>3</sup>は従量料金が0円であることから、他の水量と同じように従量料金をもととなるケースから上げると、料金が激変してしまうため、これを回避するため、単価を変えないものとしています。

次に、b または b' と付くものは、a または a' から、基本水量を合計13mm、20mmの小口径は下げ、25mm以上の大口径は上げるという調整を行ったものです。これは最も使用件数が多い、口径13mm、20mmの料金の上昇幅を抑えようという意図があります。

次に、c または c' とあるものは、b または b' で小口径の負担を軽減したことにより、そのしわ寄せが大口径にかかり負担が重くなったため、これを抑える意図を込めて、大口径の基本料金について軽減の調整を行ったものです。軽減の調整そのものは、大口径全すべてに行っておりますが、現行料金に対する料金差、つまり上昇額が顕著になる口径150mm、200mmで大きな軽減を行っております。

なお、前回の審議会において、逡増度を廃止し、従量料金を一律にしたものを検討することのご提言をいただきましたが、この場合を試算し検討しましたところ、小口径、小使用水量について、改定率が200%を超える一方で、大口径、大使用水量では改定率は100%を切ることが判明したため、今回の資料では示しておりません。

#### P69

表1.67、検討ケースのまとめでございます。本表の表記で、前回審議会での同様の表からの変更点については、A4一枚の補足資料の1、「表記形式の変更について」のとおりに表示します。また、今回の検討ケースは数が多いため、補足資料の下段の2、「検討する各ケースの概要について」を目次代わりにご覧いただければと思います。

69 ページは逡増度を半分にした場合のケース3の各検討結果を示しております。こちらのケースは下から2段目、現行料金に対する比率について、使用者の件数が一番多い口径20mm、使用水量20 m<sup>3</sup>のランクの比率がいずれも19%を超えていること。また、このランクの比率を下げるために小口径の基本料金を下げ、大口径を上げると、大口径になるほど負担率が高くなり、ランクによっては170%超と過大になることが分かり、これら3ケースは改定案として不相当と判断いたしました。

#### P70

70 ページはケース4の検討結果です。こちらのケースは下から2段目、現行料金に対する比率について、先ほどの69ページのケースよりも緩和されるものの、同様の理由でこれらの3ケースを不相当と判断いたしました。

#### P71

71 ページはケース5の検討結果です。ケース3.4と同様に下から2段目、現行料金に対する比率をご覧ください。口径20mm、使用水量20 m<sup>3</sup>のランクで見ますと、真ん中のケース5-b、右側のケース5-cで19%を下回っておりますが、やはり大口径側の負担率がランク

によれば 150%を超える箇所が多くあり、改定案とするにはもう少し負担の少ないものと考え、これら 3 ケースは改定案として不相当と判断いたしました。

#### P71

71 ページまでの逓増度半分の比較検討ケースでは、一部のケースで合計 20mm、使用水量 20 m<sup>3</sup>のランクで改定率が 19%以下に抑えられてはいるものの、大口径の使用者が多くで急激な料金負担増加が避けられないものとなりました。このため、これら各ケースを不相当とし、逓増度の下げ方が大きいと判断し、代替案として、逓増度を半分からマイナス 1 程度で検討することにしたものが、次の各検討ケースとなります。

#### P72

72 から 74 ページは、ケース 3、4、5 の逓増度をマイナス 1 とし、先ほどの逓増度半分の場合と同じように、推移させて検討を行ったものです。まず、ケース 3 の a'、b'、c'でございます。表の下から 2 段目の現行料金に対する比率をご覧ください。口径 20mm、使用水量 20 m<sup>3</sup>のランクで見ますと、いずれのケースにおいても 19%を超えていることから、改定案として不相当と判断いたしました。

#### P73

ケース 4 の a'、b'、c'でございます。これら 3 ケースの現行料金に対する比率を確認いたしますと、ケース 4 の a'で、口径 20mm、使用水量 20 m<sup>3</sup>のランクで改定率が 19%を超えているため、不相当と判断いたしました。

b'、c'の 2 つのケースで見ますと、小使用水量の一部のランクで 140%を超えて、150%に達する箇所があるものの、大半が 130%台に収まっています。また、4 の b'と、4 の c'で比較すると、水道料金全体の改定率は若干下がりますが、大口径、大使用水量の負担が少ない 4 の c'を改定案の候補の 1 つとしました。

#### P74

ケース 5 の a'、b'、c'でございます。これら 3 ケースの現行料金に対する比率をご確認ください。いずれのケースも、口径 20mm、使用水量 20 m<sup>3</sup>のランクで、改定率が 19%を切っています。また、全体的に比率の値を見ますと、小使用水量の一部のランクで、150%を超える箇所はありますが、おおむね 130%台に収まっております。これら 3 ケースで比較しまして、口径 20mm、使用水量 20 m<sup>3</sup>のランクでの負担が少なく、大口径、大使用水量の負担が軽減されるケースは 5 の c'と判断し、改定案の候補の 1 つとしました。

改定案の候補としまして、4 の c'と、ケース 5 の c'を挙げています。両者の料金体系を比較しますと、料金構造の違いから、基本料金はケース 4 のほうが小口径で低くなり、大口径で高く出ております。従量料金は、両者の逓増度をほぼ同じものとしているため、若干の違いはありますが、おおむね同等となっております。

以上から、この両者のいずれかを改定案とするに当たり、その判断基準としまして、負担を小口径または大口径のいずれかに置くか、もしくは料金構造の設定が良いか等になります。改定案として、ご意見いただければと思います。

○意見・質疑

委員長 : 14 ページの基本的な考え方で、この従量料金の、この各段階の金額を決めるこの考え方について教えてください。

事務局 : 基本的にはもともになるケース 3、4、5 から始まっています。現状から同じ率で上げていく形になっていきますので、金額だけでいきますと、同じような比率で上がっていくこととなります。

委員長 : 15 ページの一般用のコメントについて、従量料金の水量が小さい箇所で比率が上昇し、水量が大きい箇所で比率が低下するというコメントありますが、小さい箇所、大きい箇所というのは、使用水量の話ですか。

事務局 : その通りです。

委員長 : 小さい箇所、大きい箇所の判断基準はそれぞれ異なりますので、数字で表すべきだと思う。これは、あえて具体的に書いていないのか。

事務局 : 具体的に書いてしまうと、各パターンのなかで、同じことの繰り返しになると考えていましたが、おっしゃるように、具体性を持たせたほうがより分かりやすいとは思いますが。

委員長 : 福祉用について。コメント内についてですが、理論的にはこうなるのが分かるが、16 ページの表では福祉用について口径が 25mm、水量 100 m<sup>3</sup>からしかないので、表からの判断はしにくいと思う。

事務局 : 福祉料金を一般用書き換えた場合に、福祉料金は 100 立方までが基本料金であるため、対比するために今回はこの数値を採用しています。

委員長 : コメントからはわかるが、表からだ読み取りにくいと思われる。24 ページについてですが、一般用のところの 4 つ目のコメントですが、「料金構造の変化により、従量料金が減少するが、基本料金は増加するため代表使用量が少ない箇所で比率が上がる。」となっていますが、比率の上がり方が大きいということだと思いますので、説明の仕方については一度検討いただきたい。

- 事務局 : かしこまりました。
- 委員長 : 続いてケースについて。4のc'と5のc'を候補として上げられた基準としては、口径20mmの水量10m<sup>3</sup>のところは19%以上にならないことを重点的にされている認識で間違いはないか。
- 事務局 : その通りです。一つの要にしています。使用者が一番多い箇所であることが理由です。口径13、20mmでおおよそ9割以上の使用者がおられますので、その前後を確認しながらできる限り抵抗が小さく収まるようにという事で選定しています。
- 委員長 : たとえば74ページの4cの場合、料金体系シミュレーションの検証結果の部分で、財政収支予測値②との差額が1,200万円ほどになっている。これは月の差額ですか。
- 事務局 : 5年間の累計額になります。
- 委員長 : この金額の差であれば、今後の5年間を見て、次の改定期間考えるときに大きな影響を与えないということですか。
- 事務局 : その通りです。74ページの4cの場合、差額が1,200万円ですが5年間分なので割ってみるとそれほど大きな影響はないと考えています。ケース4または5のc'を選ぶに当たりまして、大口径のほうの負担を、もう少し抑えられるようにという要望があれば、全体的に、もうすこし下げることが可能で、今お話ししている差額の数値を、どこまで許容できるかというふうなところも考えることが可能かと思います。
- 事務局 : 改定率19%という形をとっていますので、仮に18.99%に設定してもおおよそ19%ということにはなるが、経営としては赤字になります。反対に、19%を超えれば黒字になります。この差額が0の場合がちょうど19%となる。この試算については、若干の赤字を見込んだシミュレーションで作っています。料金改定率を19%と設定したのにも関わらず、実際の数値が少しでも超えていた場合、利用者から理解を得にくくなるため、19%以下になるようシミュレーション設定しています。
- 委員長 : 全体の改定率見たら19%を切っているのは確認した。しかし、個々の項

目で見ると、一番利用者数が多いところが19%を超えていたら、納得がいくかどうかということにもなるわけか。

事務局 : その通りです。最も使用人数が多いところの改定率を上げてしまえば、一番料金を徴収することができます。ですが、すべての人々に平等な負担をお願いするべきであるので、一番使用水量が多いところの部分については、一定19%の改定のところを目指して、シミュレーションを行ったという形になります。

委員長 : そういう意味では、事務局案として、2つの候補に絞ったと理解できる。他のケースについては、19%を切っているところもありますが、大口径の改定率が高くなってしまう等の理由で除外したということか。

事務局 : その通りです。

委員長 : 審議会では判断が難しいと考えている。「事務局が挙げているものに対して、この2案で考えている」という意見でもかまわないか。議会で提示する案を1つに絞るということがいかなものかと考えているが、事務局としてはどう考えているか。

事務局 : 事務局としては、一つに絞りたいと考えています。その1つの案に対して調整を行えるという形で、最後の答申でも示したいと考えています。

事務局 : 逡増度を定率にするのが一番いいのですが、改定率が非常に上がってしまいますので、それはできないというなかで、シミュレーションケースを複数に分けました。逡増度を半分で試算してもかなり改定率は上がったので、1下げるぐらいが妥当だという判断をして、この案を提示しております。その中でも改定率の調整が必要で、a、b、cと段階的に変更した結果、cになりました。そういう経緯を踏まえ、審議会としては、どちらかの案か決めていただけたらと考えています。

委員長 : 4のc'と、5のc'の、主な違いについて詳しく説明をお願いします。

事務局 : 主な違いとしては、料金構造になります。4のc'では料金構造が23%対77%ですが、5のc'では料金構造が24%対76%となっております。この割合の差によって、5のc'の方が、少し基本料金に持たせている形になって

います。よって、基本料金の額で見ますと、5のc'のほうが全体的に高くなっています。端的に申し上げると、4のc'と5のc'では、4のc'のほうが小使用水量の方の負担が下がっている。その代わりに、大口径のほうで、重くなる傾向にあります。この分を是正した案が5のc'になります。小使用水量の方の負担が上がりますが、その分大口径のほうで負担が下がる。表内の現行料金に対する料金差の金額で見ただけだと、よく見て取れるかと思います。

委員長 : 4のc'と5のc'の表内の現行料金に対する料金表の差額のところで、口径が20mmで、使用量が20 m<sup>3</sup>のところ見ると、4のc'が460円で、5のc'が440円になっている。

事務局 : 2案については、負担の重きを小使用水量に持っていくか、もしくは大使用水量に持っていくか、そういう差になります。その一番の大元になるところの違いが、料金構造になり、基本料金と従量料金の差です。日本水道協会が出している算定要領を見ますと、できる限り基本料金に持たせるようになっており、算定要領に則った計算ですと、本市の基本料金は32%が望ましいことが確認できました。したがって、この基本料金の部分を、もっと持たせようというのが、日本水道協会なりの考え方になりますので、5のc'が望ましいと考えています。しかし、4と比べますと、小使用水量の一番数の多い部分の方々について、負担が若干上がってしまうことが考えられます。市民生活を第一で考えましたら、影響度が大きくなる5よりも4のほうが、影響が少ないだろうというところになります。

委員長 : 今のお話ですと、最終的にどちらを優先するとかの話になっているので、審議会でそこまですべきではないと考えている。

事務局 : 基本的には固定費云々というのは基本料金で見べきという形になっており、それを32%に上げると、小水量の部分は、だいぶ上がってきますので、1%の差しかできませんでしたというのが今回の結果になります。方針としては、23%よりも24%にしたいと考えています。微調整は当然行いますが、料金構造を決定するような方向性については、この2案から決めていただけたらなと考えています。

委員長 : 5のc'での料金構造24対76というのをそのまま使って、基本料金の上

げ方を工夫して負担を減らす等、少量の使用者の割合を変更することはできないか。例えば、この 73.74 ページで、20mm の 5 m<sup>3</sup>では 240 円と 270 円に設定されているが、この 270 円を下げる事が出来ないか。

事務局 : 例えばですが、270 円から 10 円変更した場合、対象の数が膨大なため、かなり大きな影響が出てくる。これが 269~268 円という 1 円単位での変更であれば、検討できる可能性はあるのかなと考えています。

委員長 : 利用者の比率で多いところに対して重視するか、大口の方々に重視するかということか。

事務局 : そうなります。

委員 : 大口の利用者は、どんな業種の方が多いか。

事務局 : 大口であげられるのは、工場等の大きな施設が対象です。

委員 : 工業用水のっていないところか。

事務局 : そのとおりです。あとは、商業施設等が該当します。

委員 : 4 の c' と 5 の c' の違いと云ったら、料金構造と、逓増度が 5.31 と 5.29 だけである。その違いだけでどちらかを選んでくださいと言われても、判断が難しい。ただ、算定要領では料金構造は、32%対 68%が望ましいとなっている。考え方は二つあって、スタンダードとしては、それにより近づけるべきだという考え方。もう一つは、料金の設定に公平性の確保を考慮して、たくさん使った人も少ない人も、m<sup>3</sup>が同じというのが公平という考え方。たくさん使っている人はもっと払いたまおうというのは、逓増制の根本かもしれないが、単純に考えたら、公平性という「みんな平等に使ったら使った分払う」という考え方に立てば、より逓増度を下げたほうが理解されやすいと思われる。そうすると、5 の c' が妥当かなと考える。4 の c' だと、たくさん使っている岸和田市民の 8 割 9 割の方に負担が重くなってしまうので妥当ではないと考える。しかしこの判断について、この審議会ですべきものではないのかなと考えている。理屈では 5 の c' だと思っている。

委員 : 現在の本市の料金構造は何%ですか。

事務局 : 今は22%です。

副委員長 : 22%のものを、23%か24%にするかということである。次の見直しの際に徐々に上げていきますという基本的な考えを持っていれば、次も同様に1~2%上昇させるという考え方でいいのではないか。結論から、5がいいのかなと考えています。その結果、人口の7割、8割9割を占める一般家庭の負担が重くなる。ただ、19%は抑えている状態である。

委員長 : 一部20%を超える箇所についてどうするのか。

事務局 : 表内、現行料金に対する比率いうこの黄色いところにある方たちが19%を若干超えています。そこまで急激な上がり方ではないと考えています。お話ししているように、5のc'だと考えています。負担の割合ではなくその金額の差についてもご確認いただければと思います。確かに政策によって変わってしまう形にはなりますが、これからの料金収入については、間違いなく運営がぎりぎりになっていきますので、後年を見越したうえで料金改定というところも考えますと、5のc'にしたほうが、市民のためになるのかなと考えています。

委員 : 料金構造について、近隣市町村のデータは参考にありますか。

事務局 : データについては持っていません。ただ、今回19%の改定予定ですが、府内の市町村と比べると、かなり上位になります。

事務局 : 2案については比率と、逓増度がすべてですけれども、これによって算出された金額を見ていただいて、大きな差がないように見えると思っています。今後の料金改定というところを踏まえたら、5のc'にしたほうが、まだ料金構造が、基本料金の負担などを持っていますので、その分、あとの料金、さらにその次の料金改定が少し抑えられるというところで5のc'がよろしいかと考えています。

委員 : 繰り返しになるが、今までの説明ですと4のc'と5のc'については5のc'かなと考えられます。ただ、シミュレーションについては、他の案はないかという話が出てきてしまう。

- 事務局 : 例えばですが、5のc'案について、全体的な負担を軽減することは可能なかというところを検討して、調整を試みる。大幅な変更はできませんが少しであれば可能かと思います。
- 事務局 : 例えば、5のc'に決めたとして、このシミュレーションで気になるところがあればその値について微調整を行います。それは次回までに調整させていただきますので、まずは考え方でどちらか、年度中で決めていただけたらありがたいなということです。
- 委員 : 基本的には上げたくない。あげるのであれば5のc'のシミュレーションかなと考える。もちろん、ベースでは上げてほしくないというのが一番である。今の説明のなかでインフラの維持をしていくのに、どうしてもかかるわけだから、それはもう仕方がないかなと思っている。数百円の使用料の値上げでは正直分らない。ただ、大口徑で何万円も上がれば、驚きはあると思います。
- 事務局 : 改定率のみで見たら、割合は非常に大きく上がりますが、金額的に見てみたらあまり変わりません。ただ、おっしゃるようにやっぱり大きいところは、改定率はあまり上がりませんが、1~2万円上がっていたりします。その辺の微調整については、ご意見がありましたら調整が可能ですし、ただ少ないところは調整しに行ったら、どこかで赤字が出てきますので、なかなか難しいところではあります。そういったご意見があれば、次回までにシミュレーションして、示すことができます。
- 委員 : 人口が減少傾向にあり、有収水量が減っていくなかで、できるだけ使ってほしいという考えに立てば、逓増度を減らして、大口の方もそんな節制せずに遠慮なしで使ってくださいよというふうに持っていくというのも1つの施策である。そのためにも逓増度を下げる。ただ今回、半分下げたらあまりにも負担が大きくなってしまった。よって段階的に逓増度を下げていくことで、使用水量をあまり抑制せずにもっと使っていただければと考える。経営的には、大口の利用者の存在はありがたい。したがって、将来的には逓増度を下げていくが、一気に逓増度を下げると8割9割の多くの市民の負担が大きくなるから、その負担を抑えつつ改定しますという考え方であるということです。

委員長 : 5-c'でしたら従量料金は134億1,000万円。この金額は、資料の4ページの使用者の人数とか割合に基づいて計算されている。200mmの口径の所は使用者が現在0なのか。

事務局 : 200mmは1件だけあるが、親メーター扱いとなっており、子メーターで料金がかかってくるので、実質200mmでは、徴収されていません。150mmも同様に3件中、2件が親メーターで1件が施設です。

委員長 : 従量料金の計算はあくまでも、今の実績をもとに計算しているということか。

事務局 : その通りです。

委員長 : 200mmの500m<sup>3</sup>では、非常に金額が大きくなるが、実際には使用していないと読み取れる。そのため、現実的に使用しているところを考慮する見方はいいのかなと考えている。4のc'も参考にして、もう少し使用者が多い割合のところを重点にしてもいいのかなと考えている。そういう意味では、この4のc'は、この使用者の数でみた場合に公平性があるかなと思いつた。料金構造では、基本料金が23%か24%、非常に悩ましいところだと思います。委員の皆様はどうですか。

委員 : 主婦目線ですが、岸和田市の水道料金は感覚的に高いというふうに思っています。ですが、ここに参加しまして、皆さんいろいろ検討されているのを見ると、私が頭上がらないと思いました。しかし、高いとは思いません。

事務局 : 岸和田市の水道料金は、大阪府下で、半数より下のほうのランクでした。下水使用料が高く、ベスト3です。

委員 : 高いというご意見も分かりますが、個人的には、電気やガスに比べたら、水道料金、下水道料金は、安いと感じている。月20m<sup>3</sup>で2,000円か3,000円の話になりますので。電気やガスは何万円します。使用量は人によりけりですが、そこそこかかっていると思います。しかも、今は上昇傾向なわけで、そういう電気、ガスに比べたら、水道料金、下水道料金って安いと思う。だから上げていいという話ではありませんが、それなりに

必要なものは負担するということが大切なのかなと思っています。

委員 : 日本の水とは、ただのような感覚がありましたが、このように琵琶湖から引いてきてくれているということを思ったら本当に感謝です。

委員 : ありがたいです。一方で、水のペットボトルを 150 円で飲んでいるが、あれを 1 m<sup>3</sup>に換算したらかなりの金額になりますから比較したら水道水は非常に安い。しかし、老朽化等のいろんな問題が発生して、今後それなりに負担が増えてくことが予想されている。だから、料金改定しなきゃいけないという事実を、市としても市民の方に十分理解をいただいて料金改定にご理解をいただくようにしなくてはと考えている。一方で、企業の味方をするわけではないですが、圧倒的に企業が使う水の量が多いわけであり、何万円、何十万円と料金を払っていただいているので、一般家庭での、月 2,000 円、3,000 円というのは平均的ではないかと思っています。

委員 : 月 2,000~3,000 円ではなく、1 万円くらい払っている。

事務局 : 現在 2 か月に一回検針しますので、その量を半分にして 1 カ月分として支払っていただいています。また、水道と下水の料金割合は、少し下水に比率が高いような料金設定になっていると思います。

委員 : いろんな考えがあるが、審議会として 2 つのケースについて、どちらかを今後検討していく。対象ケースについてどのような微調整を行うのか。

事務局 : 主にですが、微調整については大口径が対象になります。金額的に大きく変わってくる方々の分を抑えるような調整が必要になるかと考えています。

事務局 : 大口は人数が少ない。たとえば 20mm のところで、10 円下がるのと、大口径のところでは、全体の金額が全く異なってきます。大口径で少し金額を変更しても、全体の影響は小さく収まってしまいます。その検討を幾つか試すことを考えています。先ほども言いました、料金改定率で見ますと確かに 19%は超えて 20%代になってきますが、19%と 20%代の差は実際の金額にすると 10 円 20 円というぐらいの差になってくるのではないかと思います。金額として影響の大きなところを少し調整することが必要と考えています。例えばですが、4 の c' と 5 の c' で

20mm の 0m<sup>3</sup> で比較しますとこれで 5% 違いますが、金額で言うと 30 円ぐらいの差になりますので、小さな額でも大きくなってしまいます。前提で 19% と決めている部分がありますので、それ以上に上げてしまうことはできる限りしてはいけないと考えています。

委員長 : 微調整することは結果的に全体の金額が下がることにつながり、赤字幅が大きくなる可能性があるということか。

事務局 : 許容範囲がどのくらいなのかというところもあるかなと思います。

委員長 : 審議会としては、今の 2 つのケースで、基本料金体系、将来的な動向、国の方針等を踏まえると、5 の c' で考え、一部多額な料金の値上がりするところについては、微調整を考えるという方針でよいか。

(審議委員全員了承)

委員長 : 方針は決まったが、また次の審議会で微調整の箇所を確認するのか。

事務局 : 次回は答申案を審議していただこうと思っています。実際に、何 m<sup>3</sup> は何円、従量料金も決めなければいけません。この方針を基にシミュレーションを再度させていただいて、その結果を示したいと考えていますので、審議会としてはこういう考え方でシミュレーションしなさいという答申になるのかなと思っています。

委員長 : 市民としては水道料金を上げるよりも下げてほしいと考えるのは当たり前ですが、水道事業として事業を継続していくためにはもうやむを得ないということをきちんと説明できるよう今後取り組んでほしい。

委員 : 赤字についてはどこから補填されるのか。

事務局 : 補填という形ではないのですが、おおむね 19% 程度の料金水準の上昇ということで、前回にお示し差し上げております財政収支の見込みが達成できるだろうという基になっています。たとえば今こちらの 5 の c' でいきますとマイナスの 1,295 万円というふうに出ていますがこれは 5 年間での金額になりますので、大きい負担にはならないと考えています。

事務局 : 予想でやっていますので、現実の変動幅の範囲よりも小さいというところの範囲でのマイナスをみています。

## 2 案件

### (3) その他

事務局 : 冒頭で皆さまから日程調整をいただきました。それに基づきますと、令和5年度第1回運営審議会、5月24日水曜日で決定しました。場所はここで、時間は午後2時からというふうに考えております。以上です。

事務局 : 本日は、下水道の経営戦略と上水道の料金適正化ということのご審議、ありがとうございました。大変重い議題について真摯なご審議の下に進んでいただきました。前に進んでいけるようになったと思っています。これからも、岸和田市の上水道事業、下水道事業が安全安心で、安定した事業運営ができるように、皆さまの貴重な意見をいただきながら、前に進んでいけたらなと思っております。どうもありがとうございました。

一同 : ありがとうございました。

事務局 : 次回は、先ほどのお話のとおり答申案の審議をしていただきます。また、進み方によっては、大阪広域水道企業団関連も報告ができればと考えています。

委員長 : それでは以上をもちまして、本日の議事を終了させていただきます。委員の皆さま、ご協力ありがとうございました。感謝申し上げます。

一同 : お疲れ様でした。